

別表第1（第4条関係）

評価項目	添付書類
1 環境配慮状況	岐阜県自然工法管理士認定要領（平成14年1月15日）第4に規定する認定証、岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定要領（平成7年7月5日森整第193号）第16に規定する認定証又は（財）日本緑化センターが発行する認定証の写し
2 障がい者雇用状況	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の雇用義務がある事業者のうち、公共職業安定所に提出した受付印のある障害者雇用状況報告書の写し 同法に基づく報告義務のない事業所のうち、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者にあつては、別に定める障がい者雇用状況申告書
3 少子化対策	都道府県労働局に提出した受付印のある一般事業主行動計画策定・変更届の写し 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証又は岐阜県子育て支援企業登録証の写し
4 地域社会への貢献度	
(1) ボランティア活動等への参加	活動内容・実施団体・活動時期が確認できる書類（主催者の証明書等や活動時の写真等）
(2) 消防団協力活動状況	市内の消防団に属する消防団員であることが確認できる書類（任命書、在団証明の写し等）
(3) 雇用対策	市内居住の新卒者・離職者であること及び正規職員として新規採用したことが確認できる書類（健康保険証の写し等）
(4) 保護観察対象者等の雇用状況	協力雇用主として岐阜保護観察所に登録されている事業者のうち、審査基準日（1月1日）前2年間に、保護観察対象者等を90日以上雇用している事業者にあつては、別に定める保護観察対象者等に対する就労支援に関する証明書

別表第2（第5条関係）

評価項目	評価基準
1 環境配慮状況	前年の12月31日現在、岐阜県自然工法管理士認定要領に定める自然工法管理士又は岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定要領に定めるグリーンドクター（樹木医を含む。）である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者に1人につき2点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。
2 障がい者雇用状況	前年の6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている事業者及び同法に基づく報告義務はないが、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者に10点を加点する。

3 少子化対策	前年の12月31日現在、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出している場合又は、 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度（旧岐阜県子育て支援企業登録制度を含む。） に登録している場合に10点を加点する。												
4 地域社会への貢献度	<p>(1) ボランティア活動等への参加 前年の1月1日から12月31日までの間で、市内においてアダプトプログラム及び道路清掃や河川清掃のボランティアに積極的に参加するなど、企業として定期的に地域社会への貢献度が高い活動を行った事業者には10点を加点する。</p> <p>(2) 消防団協力活動状況 前年の12月31日現在、関市消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者には消防団員1人につき2点を加点する。ただし、1業者10点を限度とする。</p> <p>(3) 雇用対策 前年の1月1日から12月31日までの間に、市内在住の新卒者又は離職者を正規職員として新規採用し、かつ、継続して雇用している事業者には10点を加点する。</p> <p>(4) 災害時応援協力状況 前年の12月31日現在、本市と災害協定を締結している事業者には10点を加点する。</p> <p>(5) 除雪等協力活動状況 前年の1月1日から12月31日までの間で、本市が管理する道路の除排雪業務委託契約を締結し、かつ、施工実績がある事業者の場合は、除雪及び凍結防止剤散布について、それぞれ10点を加点する。</p> <p>(6) 水道施設維持修繕業務協力状況 前年の12月31日現在、本市と水道施設維持修繕業務に関する契約を締結している事業者には10点を加点する。</p> <p>(7) 保護観察対象者等の雇用状況 協力雇用主として岐阜保護観察所に登録され、審査基準日（1月1日）前2年間に、保護観察対象者等を90日以上雇用している事業者の場合は、10点加点する。</p>												
5 工事成績	<p>前年の1月1日から12月31日までに完成検査に合格した本市が発注した工事の業種別平均工事成績について、以下のとおり点数を加減し、加点の上限を90点とする。</p> <p>71点以上の場合 1点につき6点加点 65点未満の場合 1点につき6点減点</p>												
6 入札参加資格停止	<p>前年の1月1日から12月31日までの間に、本市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、停止期間に応じて以下のとおり減点する。</p> <table border="1" data-bbox="627 1648 1337 1924"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>減点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月以内</td> <td>件数×（－10）点</td> </tr> <tr> <td>1月を超え2月以内</td> <td>件数×（－20）点</td> </tr> <tr> <td>2月を超え4月以内</td> <td>件数×（－30）点</td> </tr> <tr> <td>4月を超え6月以内</td> <td>件数×（－40）点</td> </tr> <tr> <td>6月を超える</td> <td>件数×（－50）点</td> </tr> </tbody> </table>	資格停止期間	減点	1月以内	件数×（－10）点	1月を超え2月以内	件数×（－20）点	2月を超え4月以内	件数×（－30）点	4月を超え6月以内	件数×（－40）点	6月を超える	件数×（－50）点
資格停止期間	減点												
1月以内	件数×（－10）点												
1月を超え2月以内	件数×（－20）点												
2月を超え4月以内	件数×（－30）点												
4月を超え6月以内	件数×（－40）点												
6月を超える	件数×（－50）点												